

## 総務企業委員会会議録

1. 日 時 平成23年12月7日（水曜日）  
午前9時30分～午前11時00分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 安 富 法 明 委員 長                      原 田        茂 副委員 長  
竹 岡 昌 治 委 員                      秋 山 哲 朗 委員（議長）  
南 口 彰 夫 委 員                      布 施 文 子 委 員  
山 中 佳 子 委 員                      三 好 睦 子 委 員  
高 木 法 生 委 員
4. 欠席委員 な し
5. 出席した事務局職員  
重 村 暢 之 議会事務局長              岩 崎 敏 行 議会事務局主査  
岡 崎 基 代 議会事務局主査
6. 説明のため出席した者の職氏名  
村 田 弘 司 市                      長              林        繁 美 副 市              長  
波佐間        敏 総 務 部 長              倉 重 郁 二 総 務 部 次 長  
奥 田 源 良 総 務 部 財 政 課 長              小 田 正 幸 総 務 部 税 務 課 長  
久 保 宏 二 総 務 部 監 理 課 長              内 藤 賢 治 総 務 部 国 体 推 進 課 長  
田 辺        剛 総 合 政 策 部 長              篠 田 洋 司 総 合 政 策 部 次 長  
末 岡 竜 夫 総 合 政 策 部 地 域 情 報 課 長              松 野 哲 治 総 合 政 策 部 商 工 労 働 課 長  
藤 井 勝 巳 美 東 総 合 支 所 長              杉 本 伊 佐 雄 秋 芳 総 合 支 所 長  
藤 澤 和 昭 病 院 事 業 局 管 理 部 長              井 上 孝 志 美 東 病 院 事 務 部 事 務 長  
久 保        毅 上 下 水 道 事 業 局 長              三 戸 昌 子 上 下 水 道 事 業 局 管 理 業 務 課 長  
矢 田 部 繁 範 上 下 水 道 事 業 局 施 設 課 長              古 屋 勝 美 会 計 管 理 者  
西 山 宏 史 監 査 事 務 局 長              佐 藤 和 美 技 術 監 査 室 長

午前9時30分開会

○委員長（安富法明君） おはようございます。只今より総務企業委員会を開会をいたします。それでは先の本会議におきまして、本委員会に付託をされました議案8件につきまして審査をいたしたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いを申し上げます。市長さんご報告等ございましたら。

○市長（村田弘司君） ございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（安富法明君） 議長さんよろしいですか。

○議長（秋山哲朗君） 特にございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（安富法明君） 委員の皆さん方特によろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（安富法明君） それではこれより審査を始めます。最初に議案第8号美祢市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてを審査をいたします。執行部より説明を求めます。倉重総務部次長。

○総務部次長（倉重郁二君） それでは議案第8号につきましてご説明を申し上げます。議案書の8-1ページのほうお開き願いたいと思います。参考資料につきましては、1ページから2ページになっております。そちらのほうもご覧頂きたいと思っております。それでは議案第8号美祢市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてであります。この度の改正は障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、傷害保険福祉施策を見直すまでの間において、障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う地方公務災害補償法の一部が改正されたことに伴い、同法を引用しております同条例につきまして、所用の改正を行うものであります。条項の修正でございます。附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行いたします。ただし、第2条の規定につきましては、平成24年4月1日から施行するものであります。以上であります。

○委員長（安富法明君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（安富法明君） それでは本案に対するご意見はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（安富法明君） それではこれより議案第8号美祢市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（安富法明君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決をされました。

それでは次に議案第1号平成23年度美祢市一般会計補正予算（第9号）を審査いたします。執行部より本委員会所管事項について説明を求めます。なお、各会計において、歳出の人件費の補正で人事異動に伴う給与の増減額補正につきましては、説明を省略されても結構ですので、よろしくお願いを申し上げます。はい、奥田財政課長。

○総務部財政課長（奥田源良君） それでは議案第1号平成23年度美祢市一般会計補正予算（第9号）についてご説明申し上げます。まず歳出のほうからご説明を申し上げます。補正予算書1-16、17ページのほうをお開きいただきたいと思います。最下段になりますけど、2款総務費・1項総務管理費・5目財産管理費、積立金を6億2,000万円計上してございます。内訳は庁舎等整備基金に5,000万円、財政調整基金に3億2,000万円、減債基金に2億5,000万円を積み立てるものでございます。これは2年連続でみまわれました豪雨災害で一般財源が必要となったことによりまして、前年度におきましては、積み立てを控えておりましたが、今年度は財政上の目処もたったことから、積み立てるものであります。以上でございます。

○委員長（安富法明君） 篠田総合政策部次長。

○総合政策部次長（篠田洋司君） それでは続きまして、1-18、1-19ページをお開き下さい。同じく2款総務費・1項総務管理費・目15ふるさと応援未来創造交付金事業費でございます。この事業は誇りの持てるふるさとづくりや小規模高齢化集落など地域の課題に対応するため地域住民組織や主体的に実施する事業を支援する事業でございます。今年度の交付金の額は確定しましたので、その不用額200万円及び24年度事業実施予定分631万8,000円の合計831万8,000円を減額補正するものであります。参考までに取り組み地域は14地域、交付

金の対象年度は2ヶ年としていますことから、24年度実施予定分の631万8,000円につきましては、債務負担行為を設定することとしております。また先の本会議において、西岡議員から取り組み地区の概要の資料請求がありましたので、本日机上に配付しておりますので、ご参照頂ければと思います。その資料では、従って9地区分631万8,000円が債務負担行為となります。以上でございます。

○委員長（安富法明君） 小田税務課長。

○総務部税務課長（小田正幸君） それでは続きまして、2款総務費・2項徴税費・目2の賦課徴収費でございます。節23の償還金、利子及び割引料の過誤納還付金及び加算金を178万2,000円増額補正するものでございます。これは遺族の方が年金として受給する生命保険金のうち、相続税の課税対象のなった部分について、所得税の課税対象とならないとする平成22年7月の最高裁の判決を受け、国が本年6月に平成12年以降各年分について納めすぎとなっている所得税に相当する額を特別還付金として支給する制度を創設したことに伴い、個人住民税についても還付することとしたため増額補正するものでございます。以上でございます。

○委員長（安富法明君） 倉重総務部次長。

○総務部次長（倉重郁二君） それでは続きまして、1-20、1-21ページをお開き願いたいと思います。2款総務費・4項選挙費の目の2県議会議員選挙費でございます。4月10日執行の県議会議員選挙費におきまして、立候補者数が定数以内であったということで、無投票となったということで減額するものでありまして、総額1,649万9,000円を減額するものであります。続きまして1ページめくって頂きまして、22、23ページでございます。目の4農業委員会選挙費でございます。7月10日執行の同選挙におきましても、同様に無投票となったことにおきまして減額するもので、総額1,007万4,000円を減額するものであります。

○委員長（安富法明君） 松野商工労働課長。

○総合政策部商工労働課長（松野哲治君） 続きまして、1-30、下のほう5款労働費・1目労働諸費でございます。報償費の右側説明欄の報奨金に8万円を追加するものでございます。これは美祢市就職祝金支給要綱に基づき、当初予算を60万円、30人分としておりましたところ、今年4月に中高生及び短大生、大学生の新

規就職者の募集を行ったところ、24人の応募があり、これにより10人分を予定しておりました転入就職者（IUJターン分）が6人分となりまして、4人分8万円を追加するものでございます。なお、転入就職者分につきましては、年明けの1月に受け付けることとしております。続きまして、1-34ページの中程、7款商工費・1目商工総務費、右側説明欄の商工総務経費として、旅費19万3,000円、役務費6,000円でございます。これは来年1月に東京日本橋にございませうおいでませ山口館、こちらは山口県のアンテナショップにございませうが、この会場におきまして美祢市の物産及び観光を首都圏にPRすることを目的に、1月23日月曜日から29日の日曜日までの1週間、イベント実施することに伴う職員2人分の旅費、それと職員及びおいでませ山口館店員等が着用しますハッピーのクリーニング代としております。以上で歳出の説明を終わります。

○委員長（安富法明君） 奥田財政課長。

○総務部財政課長（奥田源良君） それでは歳入のほうをご説明をいたします。1-10ページ、11ページのほうご覧頂きたいと思います。まず9款地方特例交付金でございます。1,879万円を減額しております。これは10月から子ども手当が改定されたことが、大きな要因でございます。続きまして、10款地方交付税で3,078万8,000円を増額しております。これは災害経費の財源として見積をしておるものでございます。以上でございます。

○委員長（安富法明君） 小田税務課長。

○総務部税務課長（小田正幸君） それでは続きまして、1-12、1-13ページをお開き願います。15款県支出金・3項委託金・目の1総務費委託金でございますが、節2徴税费委託金を71万2,000円増額補正するものでございます。これは先程歳出で説明申し上げました償還金、利子及び割引料の増額補正分のうち県民税相当額を個人県民税特別還付金等交付金として増額補正するものでございます。以上でございます。

○委員長（安富法明君） 倉重総務部次長。

○総務部次長（倉重郁二君） 同じくその下でございます。節の4選挙費委託金でございますが、歳出のほうでご説明申しましたとおり、県議会議員選挙におきまして無投票となったことによりまして、県からの委託金1,649万9,000円を減額するものであります。

- 委員長（安富法明君） はい、奥田財政課長。
- 総務部財政課長（奥田源良君） それでは19款繰越金でございます。前年度の決算によりまして、繰越金を6億5,130万3,000円計上してございます。以上で歳入のほうの説明を終わります。
- 委員長（安富法明君） 篠田総合政策部次長。
- 総合政策部次長（篠田洋司君） それでは続きまして、1-5ページをお開き下さい。1-48ページにも記載しておりますが、債務負担行為の補正でございます。先程ご説明いたしました、ふるさと応援未来想像交付金でございますが、平成24年度に事業を実施する予定の分9地区分631万8,000円について、債務負担行為の設定を行うものでございます。以上です。
- 委員長（安富法明君） 末岡地域情報課長。
- 総合政策部地域情報課長（末岡竜夫君） 同じく1-5ページ、債務負担行為の追加補正であります。2番目の欄の美祢市有線テレビ放送施設指定管理料でございます。新たに平成24年度から3ヶ年、26年度までの債務負担、限度額といたしまして、2億5,000万円を補正するものでございます。
- 委員長（安富法明君） 篠田総合政策部次長。
- 総合政策部次長（篠田洋司君） それでは下の2廃止の欄をご覧ください。同ページですけど、美祢市土地開発公社が行う湯の口分譲宅地整備事業に係る借入金に対する債務保証、いわゆる償還元金の返済について、今年度275万3,000円の範囲内で借換を予定しておりましたが、今年度借換の必要がございませんでしたので、債務負担行為を廃止するものでございます。以上でございます。
- 委員長（安富法明君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。（発言する者あり）はい、高木委員。
- 委員（高木法生君） 1件ほどお伺いしたいと思います。1-46の給与費の明細書の中でございます。大きいことではないんですけども、管理職手当が予算時には1,737万9,000円ありますが、補正で542万3,000円と、軒並みどこの部署も増加しておるんですけど、何か理由はございませうか。
- 委員長（安富法明君） 倉重次長。
- 総務部次長（倉重郁二君） これにつきましては、職員の昇格に伴う管理職手当の増額でございます。

○委員長（安富法明君） よろしいですか、高木委員。ほかに質疑はございませんか。はい、布施委員。

○委員（布施文子君） 子ども手当が変わったという説明があったと思いますが、子ども手当はどのように変わったのでしょうか。（発言する者あり）

○委員長（安富法明君） ちょっと待って下さいね。布施委員ちょっと多分取り方が違うんじゃないかと思うので、もう一回今の質疑を繰り返して下さい。要するに職員の手当の中の子ども手当でしょう。（発言する者あり）もう一回すみませんちょっとと言って下さい。

○委員（布施文子君） 国の子ども手当の支給方針が変わったのか、そうではなくてそれぞれの人件費の中の子ども手当の変更は、それぞれの個々の子ども手当という意味ですか。

○委員長（安富法明君） はい、倉重次長。

○総務部次長（倉重郁二君） 国の子ども手当の制度の変更に伴いまして、変更するものでございます。

○委員長（安富法明君） はい、布施委員。

○委員（布施文子君） 子ども手当がどういうふうに変ったかを説明して下さいと申したんですが。（発言する者あり）

○委員長（安富法明君） それではちょっと暫時休憩して下さい。（発言する者あり）

午前9時50分休憩

.....  
午前9時52分再開

○委員長（安富法明君） それでは再開します。倉重次長。

○総務部次長（倉重郁二君） 子ども手当につきまして、ご説明申し上げますと、この制度につきましては、所管のほうが児童福祉になります。それに基づきまして職員のほうも児童手当のほうも変更しております。内容につきましては、10月から子ども手当が変わりまして、今まで一律1万3,000円で支給されてたものが、0歳から3歳未満は1万5,000円に、3歳から小学校修了前までは1万3,000円が1万円に変更されます。中学生につきましては一律1万円ということで、そういうふうに変更になったことに伴いまして、職員の子ども手当につきまして

も、減額をいたしたものでございます。以上でございます。

○委員長（安富法明君） よろしいですか。ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（安富法明君） それでは本案に対するご意見はございませんか。よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（安富法明君） それではこれより議案第1号平成23年度美祢市一般会計補正予算（第9号）を採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（安富法明君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決をされました。

次に議案第4号平成23年度美祢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を審査をいたします。執行部より説明を求めます。三戸管理業務課長。

○上下水道事業局管理業務課長（三戸昌子君） 議案第4号平成23年度美祢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。補正予算書4-9をお開き下さいませ。この度の補正は人事異動に伴います人件費の調整のみでございまして、人件費を61万9,000円減額し、予備費を同額増額するものでございます。歳入歳出の総額は変わらず2億3,868万円でございます。以上でございます。

○委員長（安富法明君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（安富法明君） 質疑ないようでございます。本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（安富法明君） それではこれより議案第4号平成23年度美祢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



○委員長（安富法明君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決をされました。

次に議案第7号平成23年度美祢市水道事業会計補正予算（第1号）を審査いたします。執行部より説明を求めます。三戸管理業務課長。

○上下水道事業局管理業務課長（三戸昌子君） それでは議案第7号美祢市水道事業会計補正予算（第1号）をご説明申し上げます。補正予算書は背表紙が黒色でございます。この度の補正は人事異動による職員給与費の減額補正と、動力費等の費用、及び用地購入の計上でございます。まず1ページ予算書お開き下さい。第2条収益的収入及び支出でございます。概要を申し上げますと、上水道事業費、美祢簡易水道、美東簡易水道、秋芳簡易水道事業費をそれぞれ補正しております。この結果、収益的支出は合計3万4,000円の補正増となりまして、既決の予定額に加えると収益的支出合計予定額は6億3,683万6,000円になります。それでは2枚めくられまして、3ページの予算に関する説明書の実施計画書をお開き下さい。補正内容をご説明いたします。上水道費、営業費用でございますが、まず原水及び浄水費の動力費を85万円計上しております。ご存知のように電気料金は、電力料金に燃料費調整額を加算または減額して支払うようになっております。この燃料費調整額が、平成23年1月から4月に比べますと、約1キロワットアワーにつき1.3円ほど値上がりしておりまして、支出が増加することが見込まれることから、動力費を追加計上するものでございます。次の総係費でございますが、次ページに参りまして、委託料でございます。この委託料には会計システムのソフト保守料として1万6,000円、ソフト改修費委託料として110万6,000円を計上しております。ソフト改修は2件予定しておりまして、一つめは、貯蔵品システムを導入するための委託料でございます。今年度より簡易水道と会計統合いたしましたので、秋芳・美東にも貯蔵品勘定がございます。それで、たな卸し資産の整理が必要になりました。そのシステムの導入費用として53万9,000円と、二つ目、料金システムの改修委託料として56万7,000円を計上しております。この二つのソフト改修費が合計で110万6,000円でございます。以上、総係費は合計114万7,000円の補正増でございます。次に美祢簡易水道事業費でございます。営業費用を46万4,000円補正減しております。職員給与費を126万4,000円減額しておりますが、動力費を80万円増額しております。動力

費の増額理由も燃料費調整額の値上がりでございます。以下の美東・秋芳の簡易水道事業費は職員給与費のみの減額でございますので、説明を省略させていただきます。10ページから予定損益計算書をお示ししております。純利益の欄13ページをご覧ください。この補正によりまして、下から3行目でございますが、当年度純利益は当初予算より10万4,000円増えまして、147万4,000円を見込んでおります。この純利益に前年度繰越利益剰余金を加えた後の当年度未処分利益剰余金は、3,079万7,000円になる予定でございます。次に、補正予算書第3条の資本的支出の補正をご説明いたします。建設改良費の補正をしております。恐れいたします。戻られまして6ページをご覧ください。簡易水道配水設備改良費の用地費を計上しております。於福簡易水道西寺配水池系配水量が、当初の2倍の配水量となっております。安定的に供給するために新しい水源が必要となりました。そこで西寺第3ポンプ場を建設するために、400平方メートルほどの用地を購入するものでございまして、180万円を計上しております。今年度の当初予定の水源調査業務委託料で、調査ボーリングをしておりますけれども、この水源用地を購入したいものでございます。恐れいたします2ページ予算書にお戻り下さい。これによりまして、建設改良費合計は3億4,933万4,000円となりまして、資本的支出の合計額は5億9,844万7,000円になります。この結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は2億8,957万2,000円になりまして、消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,520万3,000円と過年度分損益勘定留保資金2億3,886万9,000円及び現年度分損益勘定留保資金3,550万円を補てんするものとしたしました。以上でございます。

○委員長（安富法明君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 先程はどうも失礼をいたしました。2点ほどお聞きしたいんですが、いわゆる動力費は上水とそれから美祿の簡水のみ。美東・秋芳は予算内で値上がり消化できるのかどうかということと、於福の今の西寺第3ポンプ場、ポンプが配水するのに2倍の量になったと。多分地域が拡大されたんだろうなと思うんですね。その辺の説明と、それから400平方ということの180万、どういう地目を買われたのか、山ならもっと安いだろうし、田んぼ、宅地、単価の問題。その2点をちょっと説明していただきたいと思います。

- 委員長（安富法明君） 三戸管理業務課長。
- 上下水道事業局管理業務課長（三戸昌子君） 第1点目、動力費の計上でございますが、美東・秋芳は当初の予算で消化できることが見込まれておりますので、この度の補正はしておりません。以上でございます。
- 委員長（安富法明君） 矢田部施設課長。
- 上下水道事業局施設課長（矢田部繁範君） それでは2点目の今の第3水源の必要性でございますけど、当初8年に西寺の拡張やりまして、その後西寺の地区、東中村、萩原、竜現地なんですけど、4地区についてしたんですけど、その後付近に福祉施設と交通アクセスがよいということで、商業施設もできて、給水量が増えた関係で、当初より2倍となったものでございます。以上でございます。（発言する者あり）新規の地域は、その後平成17年に岡田地区をやりまして、その時は第2水源を設けておったんですけど、要は当初やった西寺の第1期工事のところの施設の増加によるものでございます。以上でございます。
- 委員長（安富法明君） 矢田部施設課長。
- 上下水道事業局施設課長（矢田部繁範君） もう1点今の第3水源の用地でございますが、現在、田でございます。以上でございます。（発言する者あり）
- 委員長（安富法明君） 反当たりいくらぐらいになるか、ちょっと言うてもらったほうが分かりやすい。
- 委員長（安富法明君） 矢田部施設課長。
- 上下水道事業局施設課長（矢田部繁範君） 平米4,500円で、反当たり450万でございます。
- 委員長（安富法明君） よろしいですか。（発言する者あり）矢田部施設課長。
- 上下水道事業局施設課長（矢田部繁範君） 今の件でございますけど、現在今の地権者と事業説明して、今内諾受けて、購入はまだしておりません。
- 委員長（安富法明君） はい、竹岡委員。
- 委員（竹岡昌治君） 道路付ける時でも、反当たり450万も出す。その辺の基準との、が見たかっただけやけど。
- 委員長（安富法明君） 基準等が示されれば、示していただけたらと思いますが。（発言する者あり）できますか。はい、三戸管理業務課長。
- 上下水道事業局管理業務課長（三戸昌子君） 事例を申しますと、昨年度浸水対策

の関係で厚保の用地を購入しておりますけれども、このときの単価が7,643円程になっておりまして、その上に水道の施設を建てております。それが一番直近の事例でございます。（発言する者あり）平米当たりが7,643円になっております。（発言する者あり）

○委員長（安富法明君） いろいろ委員さんご意見があるようではあるんですが、どうでしょう。委員長として申し上げますが、ちょっと所管が違うかも知れませんが、例えば道路建設とかほかの事業との比較とか、適正な価格かどうかというふうな議論ができるようなものが用意できませんかね。どうでしょう。なんか皆さん少し高いんじゃないかというふうなご意見をお持ちのようですが。（発言する者あり） 暫時休憩をいたします。

午前10時10分休憩

.....  
午前10時41分再開

○委員長（安富法明君） 再開をいたします。休憩前に於福簡易水道の用地買収の件で説明を求めたところで、休憩を取りました。引き続いて執行部のほうから説明ができますか。矢田部施設課長。

○上下水道事業局施設課長（矢田部繁範君） 先程の説明の中で厚保簡易水道の浸水対策の購入事例を申しましたが、その地目は、宅地と宅地見込みで7,600円をお示しました。それでこの於福第3ポンプの用地の購入につきましては、この180万円を限度と思って、土地の鑑定評価をいたして、評価額を出して、交渉を、事業を進めたいと思っております。以上でございます。

○委員長（安富法明君） はい。ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（安富法明君） よろしいですか。本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（安富法明君） よろしいです。はい、それでは、議案第7号平成23年度美祢市水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（安富法明君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決

をされました。

次に議案第11号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更についてを審査いたします。執行部より説明を求めます。倉重総務部次長。

○総務部次長（倉重郁二君） それでは、議案書の11-1ページ。参考資料につきましては、7ページのほうをご覧くださいと思います。議案第11号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更についてであります。これは平成24年3月31日をもって、山口県市町総合事務組合の退職手当支給事務を共同処理する団体から、周南東部環境施設組合を削除し、同年4月1日より、同組合の交通災害共済事務を共同処理する団体に周南市を加えるため、地方自治法第290条の規定によりまして、規約の一部を変更することについて、市議会の議決を求めるものであります。以上です。

○委員長（安富法明君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（安富法明君） よろしいですね、はい。本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（安富法明君） よろしいですね。それでは、これより議案第11号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（安富法明君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決をされました。

次に議案第12号山口県市町総合事務組合の財産処分についてを審査いたします。執行部より説明を求めます。倉重次長。

○総務部次長（倉重郁二君） それでは、議案書の12-1ページのほうをお開き願いたいと思います。議案第12号山口県市町総合事務組合の財産処分についてであります。先程、申し上げましたとおり、山口県市町総合事務組合の退職手当支給事務を共同処理する団体から、周南東部環境施設組合が離脱することに伴いまして財産処分することについて、地方自治法第290条の規定によりまして、市議会の議

決を求めるものでございます。以上です。

○委員長（安富法明君） 説明が終わりました。本案に対する質疑は、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（安富法明君） 本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（安富法明君） ないようでございます。それでは、これより議案第12号 山口県市町総合事務組合の財産処分についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（安富法明君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決をされました。

次に議案第13号美祢市有線テレビ放送施設の指定管理者の指定についてを審査いたします。執行部より説明を求めます。末岡地域情報課長。

○総合政策部地域情報課長（末岡竜夫君） 議案書の13-1ページ、それと参考資料の8ページから34ページでございます。議案第13号は、美祢市有線テレビ放送施設の指定管理の指定についてでございます。地方自治法第244条の2、第6項の規定によりまして議決を求めるものでございます。施設名称は、美祢市有線テレビ、いわゆるMYTでございます。指定管理者となる団体は、山口ケーブルビジョン株式会社。指定の期間は平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間でございます。また、美祢市有線テレビ、これは地域住民の連帯感の醸成と農業構造の改善を図り、生産と生活の多様化に応じた各種の情報を提供し、時代に適応した明るく住みよい豊かなまちを建設することを目的に設置された施設でございます。その他、本議案に関する資料は、先程申しました参考資料8ページから34ページに記載してありますとおりでございます。先般、11月30日の本会議場におきまして、竹岡議員からご指摘がありました、この美祢市有線テレビの監査の件でございます。本件につきまして、本会議を終了後、直ちに山口ケーブルビジョン株式会社と協議を行いました。そこで、適切な監査資料を確認をいたしまして、できるだけ早く提出したいと考えておりますので、ご面倒をおかけしますが、再度また監査のほうをしていただきたいというふうに考えております。以上でござ

います。

○委員長（安富法明君） 説明が終わりました。本案に対する質疑は、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（安富法明君） よろしいですか。本案に対するご意見はございませんか。竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 本会議で質問したんで、委員長が気をつかっていただいております。ありがとうございます。私が申し上げたいのは、協定書の中、今回も49条ですか、監査について記述されてますよね。このことが認識が足らなかったのか、この間の本会議でも言いましたけど、美祢市が軽んじられたのか、どちらかだろうというふうに思うんですね。是非、今度、協定書を交わすとき、その辺をきっちりと再度理解していただくように、念押しをしてやっていただきたいと。平素は、大変自主番組も含めて、MYTの運営については努力いただいているんですが、まあ、それは、それとして、このところがちょっと気になった問題です。というのが、1月の月に監査を実際にやって、MYTに行かしていただいて、さて監査しようと思ったら、監査できるような資料じゃあなかったんですね、はっきり言って。こんなものが何であれだけの立派な会社が出されたのか。従って、指定管理という認識が非常に欠落してたんじゃないかなあ、とこういうふうな気がいたしました。その辺で是非、協定書を交わすときに、きちんと念押しをして進めていただきたいという意見を申し上げて終わりたいと思います。以上です。

○委員長（安富法明君） ほかに、よろしいですか。委員長から お願いといいますか、あるんですが。かねて、このMYTに関しては、総務省との関係で市長等のご報告等もあったわけですが、今、再送信とは言わないんですかね。九州波の再送信関係のことが課題となっております。このことについて、現状についても報告ができれば、しておいていただけたらなあというふうに思っております。できますか。はい、末岡地域情報課長。

○総合政策部地域情報課長（末岡竜夫君） 安富委員長からのお言葉に対して報告をさせていただきます。区域外、今は再送信とは言わず、法がかわって再放送と申します。区域外再放送の現状についてということで説明をさせていただきます。ご存じのように、ことしの3月30日に総務省へ大臣裁定申請、これをMYT、山口ケ

ーブル、共に提出。それから受理をされました。その後、5月、6月に4回の総務省情報通信審議会有線放送部会というところで審議をされまして、6月21日に総務大臣から山口ケーブルビジョンに対しましては、すべての局を再放送することが適当である旨の裁定が下された。そしてMYTには拒否処分という通知がなされたところ。しかしながら、未だに民放各局との協議というものがもつれておる状態でございます。山口ケーブルビジョンに裁定が下ったということにも関わらず、市内全域にわたり、福岡県の民間放送局のうちTNCとテレQ、TVQというところですが、ここは放送ができておりますが、ほかの県内局と重複する3波、KBC、RKB、FBS、この3局については、現在放送することができない状況が続いております。これについては、山口ケーブルビジョンの美祢市外のサービスエリア、山口市、防府市、宇部市、これも同様な状況でございます。美東、秋芳地域、この両地域をサービスエリアといたします山口ケーブルビジョンに対しまして、総務大臣裁定を行使し、先程、申しました重複する3波の放送が可能になるよう、ということで依頼をしておりますが、山口ケーブルビジョンからは、福岡県の重複3波に前向きに検討はしていただいているが、今しばらく猶予をしていただきたいというような返事をいただいております。裁定が下されたにも関わらず、協議はまだ難航しているというような状況でございます。またMYTにつきましては、引き続き、この福岡県の重複する3波との協議を継続する必要がありますが、山口ケーブルビジョンが、今言いました福岡県の民放、重複する民放の3波との協議中でございます。MYTが福岡県の民放局と協議するタイミング、これをちょっと見計らっているということで、これまで同様にMYTとしても、山口ケーブルビジョンと歩調を合わせて、協議を行ってまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○委員長（安富法明君） はい、見通しは、なかなか立てにくいということですかいね。竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） ちょっと、指定管理とは全く関係ないんですけど、今、デジタル波をアナログ変換して送ってますよね、美祢市内は。一応3月まで、3月31日までということだったんですが、まだ、依然としてアナログテレビで見ておられる方がいらっしゃると思うんですよね。それが3月31日でぴたっと、終わるのか、継続されるのか。これ、指定管理とは関係ないんですが、ちょっと今の九州波



と関連してお聞きしたいんですが、分かれば教えていただきたいなと思います。

○委員長（安富法明君） 末岡地域情報課長。

○総合政策部地域情報課長（末岡竜夫君） 竹岡委員のご質問にお答えします。私どもの周知の不足ということで、今、誤解があったようなんですが、3月31日までのアナログ放送というのは、2015年までの3月31日までということでございます。ですから、来年の3月31日ではなくて、2015年の3月31日までは、アナログテレビでもご覧になれるということでございます。それまでに是非、デジタル放送の機器をそろえていただければというふうに思っております。以上です。

○委員長（安富法明君） よろしいですか。ほかにございますか。よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（安富法明君） それでは、これより議案第13号美祢市有線テレビ放送施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（安富法明君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決をされました。

次に議案第19号美祢市農林資源活用施設の指定管理者の指定についてを審査いたします。執行部より説明を求めます。松野商工労働課長。

○総合政策部商工労働課長（松野哲治君） 議案第19号でございます。議案書19-1ページ及び参考資料の211ページをお開き下さい。議案第19号美祢市農林資源活用施設の指定管理者の指定についてでございます。1. 施設の名称、美祢市農林資源活用施設、2. 指定管理者となる団体の名称、美祢農林開発株式会社、3. 指定の期間、平成24年4月1日から平成27年3月31日までとしており、現在、当施設の指定管理者として美祢農林開発株式会社を指定をしておりますが、平成24年3月31日をもって指定の期間が満了いたします。つきましては、竹箒の製造販売や農林産物の加工販売を行うことを目的に設立された美祢農林開発株式会社を美祢市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例及び美祢市指定管理者制度導入に係るガイドラインにより、公募によらない指定管理者として、10月31日に開催されました選定審査会における指定管理者候補者の決定に基づき、平成27年3月までの3年間、再指定をしたいと思いますので、地方自治法第244

条の2第6項の規定により、市議会の議決を求めるものでございます。参考資料の211ページ以降に団体の概要、組織図、定款を記載しておりますが、内容の説明は省略させていただきます。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

○委員長（安富法明君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（安富法明君） 次に本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（安富法明君） それでは、これより議案第19号美祢市農林資源活用施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（安富法明君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決をされました。

以上で本委員会に付託されました議案8件につきまして、審査を終了いたしました。その他、委員さんから特にご意見等ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（安富法明君） ないようでございますので、これをもって本委員会を閉会をいたします。審査にご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。お疲れ様でございました。

午前11時00分閉会

---

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成23年12月7日

総務企業委員長

安富法明